（相続があった場合の納税義務の免除の特例等に関する経過措置）

第三十七条　新消費税法適用日以後に新消費税法第十条第一項又は第二項に規定する相続があった場合におけるこれらの規定に規定する被相続人の基準期間における課税売上高については、当該基準期間の初日が新消費税法適用日前であるときは、新消費税法が、当該基準期間の初日から施行されていたものとして、これらの規定を適用する。

2　新消費税法適用日以後に新消費税法第十一条第一項若しくは第二項に規定する合併があった場合におけるこれらの規定に規定する基準期間における課税売上高若しくは同条第三項若しくは第四項に規定する合併があった場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に対応する期間における課税売上高又は新消費税法第十二条第一項から第四項までに規定する分割等があった場合におけるこれらの規定に規定する基準期間における課税売上高若しくは同条第五項若しくは第六項に規定する吸収分割があった場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に対応する期間における課税売上高については、当該期間の初日が新消費税法適用日前であるときは、新消費税法が、当該期間の初日から施行されていたものとして、新消費税法第十一条第一項から第四項まで又は第十二条第一項から第六項までの規定を適用する。

3　新消費税法第十二条の三第一項に規定する新設開始日が新消費税法適用日以後である場合における同項に規定する基準期間における課税売上高については、当該期間の初日が新消費税法適用日前であるときは、新消費税法が、当該期間の初日から施行されていたものとして、同項の規定を適用する。

（国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係る税額控除に関する経過措置）

第三十八条　事業者が、新消費税法適用日以後に国内において行った課税仕入れのうち国外事業者（新消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者をいう。以下附則第四十条までにおいて同じ。）から受けた電気通信利用役務の提供（同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供をいい、同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）に係るものについては、当分の間、新消費税法第三十条から第三十六条までの規定は、適用しない。ただし、当該国外事業者のうち登録国外事業者（次条第一項の規定により登録を受けた事業者をいう。以下附則第四十条までにおいて同じ。）に該当する者から受けた電気通信利用役務の提供については、この限りでない。

2　前項ただし書の規定の適用を受ける場合における新消費税法第三十条の規定の適用については、同条第八項第一号イ中「氏名又は名称」とあるのは「氏名又は名称及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十九条第四項に規定する登録番号」と、同条第九項第一号イ中「氏名又は名称」とあるのは「氏名又は名称及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十九条第四項に規定する登録番号」と、同号ニ中「含む。）」とあるのは「含む。）及び当該課税資産の譲渡等を行つた者が第五条第一項の規定に基づき消費税を納める義務がある旨」とする。

3　第一項ただし書の規定の適用を受ける場合における新消費税法第三十条第七項に規定する請求書等の保存は、財務省令で定めるところにより、前項の規定により読み替えられた同条第九項第一号イからホまでに掲げる事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の保存をもつて代えることができる。

4　国内において電気通信利用役務の提供を行つた登録国外事業者は、当該電気通信利用役務の提供を受ける他の事業者の求めに応じ、当該電気通信利用役務の提供に係る新消費税法第三十条第七項に規定する請求書等（第二項の規定により読み替えられた同条第九項第一号イからホまでに掲げる事項が記載されているものに限る。次項及び次条第六項第七号において同じ。）を交付するものとする。

5　前項に規定する請求書等を交付した登録国外事業者は、当該請求書等の記載事項に誤りがあった場合には、当該請求書等を交付した他の事業者に対して修正した請求書等を交付しなければならない。

6　前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国外事業者の登録等）

第三十九条　電気通信利用役務の提供を行い、又は行おうとする国外事業者（新消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。第五項において同じ。）は、国税庁長官の登録を受けることができる。

2　前項の登録を受けようとする者は、財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

3　国税庁長官は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合には、遅滞なく、これを審査し、第五項の規定により登録を拒否する場合を除き、第一項の登録をしなければならない。

4　第一項の登録は、国外事業者登録簿に氏名又は名称その他の政令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を登載してするものとする。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該国外事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

5　国税庁長官は、第一項の登録を受けようとする国外事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を拒否することができる。

一　国内において行う電気通信利用役務の提供に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（次項第二号において「消費税に係る事務所等」という。）を国内に有しないこと又は消費税に関する税務代理（税理士法第二条第一項第一号に掲げる税務代理をいう。次項第三号において同じ。）の権限を有する税務代理人（国税通則法第七十四条の九第三項第二号に規定する税務代理人をいう。）がないこと。

二　当該国外事業者（国税通則法第百十七条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が、同項の規定による納税管理人を定めていないこと。

三　現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。

四　当該国外事業者が、次項の規定により登録を取り消され（同項第五号から第七号までのいずれかに該当した場合に限る。）、その取消しの日から一年を経過しない者であること。

6　国税庁長官は、登録国外事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

一　当該登録国外事業者が国外事業者に該当しなくなったこと。

二　当該登録に係る消費税に係る事務所等が国内に所在しなくなったこと。

三　当該登録国外事業者の新消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限までに、該申告書に係る消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面（税理士法第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）に規定する書面をいう。）が提出されていないこと。

四　当該登録国外事業者（国税通則法第百十七条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が、同項の規定による納税管理人を定めていないこと。

五　消費税につき国税通則法第十七条第二項に規定する期限内申告書の提出がなかった場合において、当該提出がなかったことについて正当な理由がないと認められること。

六　現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。

七　事実を仮装して記載した請求書等を交付したこと（当該請求書等に記載すべき事項を記録した前条第三項に規定する電磁的記録の提供を含む。）。

7　国税庁長官は、前三項の処分をするときは、その処分に係る国外事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

8　登録国外事業者は、第四項に規定する国外事業者登録簿に登載された事項に変更があったときは、その旨を記載した届出書を、速やかに、当該登録国外事業者の納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。